令和８年度　学童保育所利用料減免制度のお知らせ

市では、「村上市学童保育所条例」により特別の理由により利用料を徴収することが適当でないと認める方に対して、別表第２に定める基準により利用料を減額し、又は免除することができます。

つきましては、下記に該当し減免を希望される方は、「学童保育所利用料減免申請書」にご記入の上、下記提出先までご提出ください。なお、減免を希望される場合は、毎年度申請が必要です。

別表第２

区分	減免率
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助を受けている者	１００％
天災その他不慮の災害により利用料の納付が困難になった者	１００％
準要保護世帯で児童・生徒の就学援助を受けている者	５０％
主たる生計維持者の失業、疾病等により、収入が著しく減少し、利用料の納付が困難になった者（生活保護受給程度）	５０％
生計を同じくする３人以上の子どもを監護する者	５０％
この表の各項のうち、減免率が 50%である区分の２以上に該当する者	１００％
その他市長が必要と認める者	市長が別に定める率

上記表の就学援助や多子世帯などの減免率が 50%の区分が２つとも該当する場合は、減免率が 100%となります。

（例１）要件が多子世帯の場合
第１子　高校生
第２子　小学生(学童利用) → 50%減免
第３子　保育園

（例２）要件が多子世帯と就学援助の両方の場合
第１子　高校生
第２子　小学生(学童利用) → 100%減免
第３子　小学生(学童利用) → 100%減免

■提出期限　入所日の前日まで

※結果については 12 月下旬～１月上旬に通知いたします。提出期限までに申請し承認された場合は、12 月から減免いたします。

※減免は申請書提出後の利用から適用されます。減免申請が遅れて提出された場合、遡っての減免適用はできませんのでご了承ください。

※生活保護受給者の方は、承認された場合、12 月からの利用料はかかりません。
「生計を同じくする３人以上の子どもを監護する方」も 12 月からの減免適用となります。

※減免申請は電子申請が可能ですのでご利用ください※　⇒

申請 QR コード

■提 出 先　村上市役所こども課、各支所地域振興課地域福祉室、各学童保育所
※入所申込書類と一緒に減免申請書をご提出ください。

■問い合わせ　村上市役所こども課子育て福祉室　電話　５３－２１１１(内線 2551)

⇒裏面「申請書記入例」

記入例

様式第４号(第４条関係)

学童保育所利用料減免申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先)村上市長

保護者　住所　**村上市三之町１－１**
氏名　**村上　鮭太郎**

村上市学童保育所条例施行規則第４条の規定により、学童保育所利用料の減免を申請します。
なお、減免の審査のため、必要に応じて世帯員の台帳等の閲覧、関係部署への照会を行うことについて同意します。

減免対象児童名 生年月日	**村上　鮭子** **平成30年11月11日生**
入所施設名	**二之町学童保育所**
減免を必要とする理由	**例１）就学援助を申請し認定を受けているため（認定を受ける見込みのため）** **例２）生計を同じくする3人以上の子どもを監護しているため** **※上記の理由が両方該当する場合は、二つとも理由をご記入ください。**
減免を希望する期間	**令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで**
その他	